

## 【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成28年7月7日
【会社名】	D.A.コンソーシアムホールディングス株式会社
【英訳名】	D.A.Consortium Holdings Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 矢嶋 弘毅
【本店の所在の場所】	東京都渋谷区恵比寿四丁目20番3号
【電話番号】	該当事項はありません。
【事務連絡者氏名】	デジタル・アドバタイジング・コンソーシアム株式会社 経営管理本部長 鈴木 誠 株式会社アイレップ 取締役CFO管理本部長 永井 敦
【最寄りの連絡場所】	デジタル・アドバタイジング・コンソーシアム株式会社 東京都渋谷区恵比寿四丁目20番3号 株式会社アイレップ 東京都千代田区永田町二丁目11番1号
【電話番号】	デジタル・アドバタイジング・コンソーシアム株式会社 03-5449-6200（代表） 株式会社アイレップ 03-3596-8700（代表）
【事務連絡者氏名】	デジタル・アドバタイジング・コンソーシアム株式会社 経営管理本部長 鈴木 誠 株式会社アイレップ 取締役CFO管理本部長 永井 敦
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	新株予約権証券
【届出の対象とした募集金額】	0円（注）1 605,686,500円（注）2 （注）1 新株予約権証券の発行価額の総額です。 （注）2 新株予約権証券の発行価額の総額に当該新株予約権証券に係る新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額です。
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

## 1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成28年6月8日付で提出した有価証券届出書（平成28年6月17日付で提出した有価証券届出書の訂正届出書および平成28年6月28日付で提出した有価証券届出書の訂正届出書により訂正済み。）の記載事項のうち、平成28年7月7日開催のアイレップの臨時株主総会において株式移転計画が承認されたこと、および同日付でアイレップの臨時報告書が提出されたことに伴い、一部訂正すべき事項がありますので、当該事項を訂正するため有価証券届出書の訂正届出書を提出するものです。

また、アイレップの臨時株主総会の議事録の写しを添付書類として追加いたします。

## 2【訂正事項】

### 第一部 証券情報

#### 第1 募集要項

##### 1 新規発行新株予約権証券

###### (1) 募集の条件

### 第二部 組織再編成（公開買付け）に関する情報

#### 第1 組織再編成（公開買付け）の概要

##### 1 組織再編成の目的等

###### (2) 提出会社の企業集団の概要及び当該企業集団における組織再編成対象会社と提出会社の企業集団の関係 提出会社の企業集団の概要

##### 3 組織再編成に係る契約

###### (1) 株式移転計画の内容の概要

##### 7 組織再編成対象会社の発行する証券保有者の有する権利

###### (1) 組織再編成対象会社の普通株式に関する取扱い 買取請求権の行使の方法について

##### 8 組織再編成に関する手続

###### (2) 組織再編成に係る手続の方法及び日程

###### (3) 組織再編成対象会社が発行者である有価証券の所有者が当該組織再編成行為に際して買取請求権を行使する方法

###### 普通株式について

### 第三部 企業情報

#### 第1 企業の概況

##### 2 沿革

#### 第2 事業の状況

##### 4 事業等のリスク

### 第六部 組織再編成対象会社情報

#### 第1 継続開示会社たる組織再編成対象会社に関する事項

##### (1) 組織再編成対象会社が提出した書類 臨時報告書

（添付書類の追加）

アイレップの臨時株主総会の議事録の写し

## 3【訂正箇所】

訂正箇所は\_\_\_\_\_を付して表示しております。

## 第一部【証券情報】

## 第1【募集要項】

## 1【新規発行新株予約権証券】

## (1)【募集の条件】

(訂正前)

発行数	21,364個（注）1.2.3.
発行価額の総額	0円
発行価格	0円
申込手数料	該当事項はありません。
申込単位	該当事項はありません。
申込期間	該当事項はありません。
申込証拠金	該当事項はありません。
申込取扱場所	該当事項はありません。
割当日	平成28年10月3日
払込期日	該当事項はありません。
払込取扱場所	該当事項はありません。

(注) 1. デジタル・アドバイジング・コンソーシアム株式会社（以下、「DAC」といいます。）及び株式会社アイレップ（以下、「アイレップ」といいます。）は、平成28年10月3日付けでDAC及びアイレップ（以下、総称して「両社」といいます。）を株式移転完全子会社とし、D.A.コンソーシアムホールディングス株式会社（以下、「当社」といいます。）を株式移転完全親会社とする株式移転（以下、「本株式移転」といいます。）を予定しております。

## 2. 本届出書に係る新株予約権は、以下のとおりです。

当社が、本株式移転に際し、両社の発行済株式の全部を取得する時点の直前時（以下、「基準時」といいます。）におけるDACの新株予約権原簿に記載又は記録されたデジタル・アドバイジング・コンソーシアム株式会社第1回株式報酬型新株予約権の新株予約権者に対し、その保有する新株予約権1個につき、新株予約権1個を付与する当社のD.A.コンソーシアムホールディングス株式会社第1回株式報酬型新株予約権

当社が、本株式移転に際し、基準時におけるDACの新株予約権原簿に記載又は記録されたデジタル・アドバイジング・コンソーシアム株式会社第2回株式報酬型新株予約権の新株予約権者に対し、その保有する新株予約権1個につき、新株予約権1個を付与する当社のD.A.コンソーシアムホールディングス株式会社第2回株式報酬型新株予約権

当社が、本株式移転に際し、基準時におけるDACの新株予約権原簿に記載又は記録されたデジタル・アドバイジング・コンソーシアム株式会社第3回株式報酬型新株予約権の新株予約権者に対し、その保有する新株予約権1個につき、新株予約権1個を付与する当社のD.A.コンソーシアムホールディングス株式会社第3回株式報酬型新株予約権

当社が、本株式移転に際し、基準時におけるDACの新株予約権原簿に記載又は記録されたデジタル・アドバイジング・コンソーシアム株式会社第4回株式報酬型新株予約権の新株予約権者に対し、その保有する新株予約権1個につき、新株予約権1個を付与する当社のD.A.コンソーシアムホールディングス株式会社第4回株式報酬型新株予約権

当社が、本株式移転に際し、基準時におけるDACの新株予約権原簿に記載又は記録されたデジタル・アドバイジング・コンソーシアム株式会社第5回新株予約権の新株予約権者に対し、その保有する新株予約権1個につき、新株予約権1個を付与する当社のD.A.コンソーシアムホールディングス株式会社第1回新株予約権

当社が、本株式移転に際し、基準時におけるDACの新株予約権原簿に記載又は記録されたデジタル・アドバイジング・コンソーシアム株式会社第5回株式報酬型新株予約権の新株予約権者に対し、その保有する新株予約権1個につき、新株予約権1個を付与する当社のD.A.コンソーシアムホールディングス株式会社第5回株式報酬型新株予約権

当社が、本株式移転に際し、基準時におけるDACの新株予約権原簿に記載又は記録されたデジタル・アドバイジング・コンソーシアム株式会社第6回新株予約権の新株予約権者に対し、その保有する新株予

約権 1 個につき、新株予約権 1 個を付与する当社のD.A. コンソーシアムホールディングス株式会社第 2 回新株予約権

当社が、本株式移転に際し、基準時における D A C の新株予約権原簿に記載又は記録されたデジタル・アドバタイジング・コンソーシアム株式会社第 6 回株式報酬型新株予約権の新株予約権者に対し、その保有する新株予約権 1 個につき、新株予約権 1 個を付与する当社のD.A. コンソーシアムホールディングス株式会社第 6 回株式報酬型新株予約権

当社が、本株式移転に際し、基準時における D A C の新株予約権原簿に記載又は記録されたデジタル・アドバタイジング・コンソーシアム株式会社第 7 回株式報酬型新株予約権の新株予約権者に対し、その保有する新株予約権 1 個につき、新株予約権 1 個を付与する当社のD.A. コンソーシアムホールディングス株式会社第 7 回株式報酬型新株予約権

当社が、本株式移転に際し、基準時における D A C の新株予約権原簿に記載又は記録されたデジタル・アドバタイジング・コンソーシアム株式会社第 8 回株式報酬型新株予約権の新株予約権者に対し、その保有する新株予約権 1 個につき、新株予約権 1 個を付与する当社のD.A. コンソーシアムホールディングス株式会社第 8 回株式報酬型新株予約権

当社が、本株式移転に際し、基準時におけるアイレップの新株予約権原簿に記載又は記録された株式会社アイレップ第 2 回新株予約権の新株予約権者に対し、その保有する新株予約権 1 個につき、新株予約権 1 個を付与する当社のD.A. コンソーシアムホールディングス株式会社第 3 回新株予約権

- 3 . 平成28年 5 月31日現在における両社の上記新株予約権の数の合計に基づいて算出しております。なお、実際に当社が交付する新株予約権の数は、両社の上記新株予約権の行使等により変動する可能性があります。
- 4 . 割当対象者は、当社の設立の日の前日の最終の両社の新株予約権原簿に記載又は記録された両社の新株予約権者です。
- 5 . 新株予約権は、平成28年 5 月11日に開催された両社の各取締役会の決議（株式移転計画の承認）及びD A C においては平成28年 6 月27日に開催された定時株主総会、アイレップにおいては平成28年 7 月 7 日に開催予定の臨時株主総会の特別決議（株式移転計画の承認）に基づき行う本株式移転に伴い発行する予定です。

(訂正後)

発行数	21,364個（注）1.2.3.
発行価額の総額	0円
発行価格	0円
申込手数料	該当事項はありません。
申込単位	該当事項はありません。
申込期間	該当事項はありません。
申込証拠金	該当事項はありません。
申込取扱場所	該当事項はありません。
割当日	平成28年10月3日
払込期日	該当事項はありません。
払込取扱場所	該当事項はありません。

(注) 1. デジタル・アドバイジング・コンソーシアム株式会社（以下、「DAC」といいます。）及び株式会社アイレップ（以下、「アイレップ」といいます。）は、平成28年10月3日付けでDAC及びアイレップ（以下、総称して「両社」といいます。）を株式移転完全子会社とし、D.A.コンソーシアムホールディングス株式会社（以下、「当社」といいます。）を株式移転完全親会社とする株式移転（以下、「本株式移転」といいます。）を予定しております。

2. 本届出書に係る新株予約権は、以下のとおりです。

当社が、本株式移転に際し、両社の発行済株式の全部を取得する時点の直前時（以下、「基準時」といいます。）におけるDACの新株予約権原簿に記載又は記録されたデジタル・アドバイジング・コンソーシアム株式会社第1回株式報酬型新株予約権の新株予約権者に対し、その保有する新株予約権1個につき、新株予約権1個を付与する当社のD.A.コンソーシアムホールディングス株式会社第1回株式報酬型新株予約権

当社が、本株式移転に際し、基準時におけるDACの新株予約権原簿に記載又は記録されたデジタル・アドバイジング・コンソーシアム株式会社第2回株式報酬型新株予約権の新株予約権者に対し、その保有する新株予約権1個につき、新株予約権1個を付与する当社のD.A.コンソーシアムホールディングス株式会社第2回株式報酬型新株予約権

当社が、本株式移転に際し、基準時におけるDACの新株予約権原簿に記載又は記録されたデジタル・アドバイジング・コンソーシアム株式会社第3回株式報酬型新株予約権の新株予約権者に対し、その保有する新株予約権1個につき、新株予約権1個を付与する当社のD.A.コンソーシアムホールディングス株式会社第3回株式報酬型新株予約権

当社が、本株式移転に際し、基準時におけるDACの新株予約権原簿に記載又は記録されたデジタル・アドバイジング・コンソーシアム株式会社第4回株式報酬型新株予約権の新株予約権者に対し、その保有する新株予約権1個につき、新株予約権1個を付与する当社のD.A.コンソーシアムホールディングス株式会社第4回株式報酬型新株予約権

当社が、本株式移転に際し、基準時におけるDACの新株予約権原簿に記載又は記録されたデジタル・アドバイジング・コンソーシアム株式会社第5回新株予約権の新株予約権者に対し、その保有する新株予約権1個につき、新株予約権1個を付与する当社のD.A.コンソーシアムホールディングス株式会社第1回新株予約権

当社が、本株式移転に際し、基準時におけるDACの新株予約権原簿に記載又は記録されたデジタル・アドバイジング・コンソーシアム株式会社第5回株式報酬型新株予約権の新株予約権者に対し、その保有する新株予約権1個につき、新株予約権1個を付与する当社のD.A.コンソーシアムホールディングス株式会社第5回株式報酬型新株予約権

当社が、本株式移転に際し、基準時におけるDACの新株予約権原簿に記載又は記録されたデジタル・アドバイジング・コンソーシアム株式会社第6回新株予約権の新株予約権者に対し、その保有する新株予約権1個につき、新株予約権1個を付与する当社のD.A.コンソーシアムホールディングス株式会社第2回新株予約権

当社が、本株式移転に際し、基準時におけるDACの新株予約権原簿に記載又は記録されたデジタル・アドバイジング・コンソーシアム株式会社第6回株式報酬型新株予約権の新株予約権者に対し、その保有する新株予約権1個につき、新株予約権1個を付与する当社のD.A.コンソーシアムホールディングス株式会社第6回株式報酬型新株予約権

当社が、本株式移転に際し、基準時におけるD A Cの新株予約権原簿に記載又は記録されたデジタル・アドバタイジング・コンソーシアム株式会社第7回株式報酬型新株予約権の新株予約権者に対し、その保有する新株予約権1個につき、新株予約権1個を付与する当社のD.A.コンソーシアムホールディングス株式会社第7回株式報酬型新株予約権

当社が、本株式移転に際し、基準時におけるD A Cの新株予約権原簿に記載又は記録されたデジタル・アドバタイジング・コンソーシアム株式会社第8回株式報酬型新株予約権の新株予約権者に対し、その保有する新株予約権1個につき、新株予約権1個を付与する当社のD.A.コンソーシアムホールディングス株式会社第8回株式報酬型新株予約権

当社が、本株式移転に際し、基準時におけるアイレップの新株予約権原簿に記載又は記録された株式会社アイレップ第2回新株予約権の新株予約権者に対し、その保有する新株予約権1個につき、新株予約権1個を付与する当社のD.A.コンソーシアムホールディングス株式会社第3回新株予約権

- 3 . 平成28年5月31日現在における両社の上記新株予約権の数の合計に基づいて算出しております。なお、実際に当社が交付する新株予約権の数は、両社の上記新株予約権の行使等により変動する可能性があります。
- 4 . 割当対象者は、当社の設立の日の前日の最終の両社の新株予約権原簿に記載又は記録された両社の新株予約権者です。
- 5 . 新株予約権は、平成28年5月11日に開催された両社の各取締役会の決議（株式移転計画の承認）及びD A Cにおいては平成28年6月27日に開催された定時株主総会、アイレップにおいては平成28年7月7日に開催された臨時株主総会の特別決議（株式移転計画の承認）に基づき行う本株式移転に伴い発行する予定です。

## 第二部【組織再編成（公開買付け）に関する情報】

### 第1【組織再編成（公開買付け）の概要】

#### 1【組織再編成の目的等】

(2) 提出会社の企業集団の概要及び当該企業集団における組織再編成対象会社と提出会社の企業集団の関係  
提出会社の企業集団の概要

(訂正前)

(前略)

#### イ 提出会社の企業集団の概要

当社設立後の、当社とD A Cおよびアイレップの状況は以下のとおりです。

D A Cおよびアイレップは、アイレップの臨時株主総会による承認を前提として、平成28年10月3日（予定）をもって、本株式移転により株式移転設立完全親会社たる当社を設立することについて合意しております。

名称	住所	資本金 (百万円)	事業の内容	議決権の 所有割合 (%)	関係内容					
					役員の兼任等		資金援助	営業上の 取引	設備の賃 貸借	業務提携 等
					当社 役員 (名)	当社 従業員 (名)				
(連結子会社) デジタル・アドバ タイジング・コンソ シアム株式会社	東京都 渋谷区	4,031	インターネット等デ ジタルネットワーク上 の広告スペースの購 入、販売等	100.0	10	未定	未定	未定	未定	未定
株式会社アイレップ	東京都 千代田区	550	リスティング広告、 S E O及びその他周 辺サービスの提供等	100.0	4	未定	未定	未定	未定	未定

上記のとおり、本株式移転に伴う当社設立後、D A Cおよびアイレップは、当社の完全子会社となります。当社の完全子会社となるD A Cおよびアイレップの最近事業年度末日時点（D A Cは平成28年3月31日時点、アイレップは平成27年9月30日時点）の状況は、以下のとおりです。

(以下略)

(訂正後)

(前略)

#### イ 提出会社の企業集団の概要

当社設立後の、当社とD A Cおよびアイレップの状況は以下のとおりです。

D A Cおよびアイレップは、平成28年10月3日（予定）をもって、本株式移転により株式移転設立完全親会社たる当社を設立することについて合意しております。

名称	住所	資本金 (百万円)	事業の内容	議決権の 所有割合 (%)	関係内容					
					役員の兼任等		資金援助	営業上の 取引	設備の賃 貸借	業務提携 等
					当社 役員 (名)	当社 従業員 (名)				
(連結子会社) デジタル・アドバ タイジング・コンソ シアム株式会社	東京都 渋谷区	4,031	インターネット等デ ジタルネットワーク上 の広告スペースの購 入、販売等	100.0	10	未定	未定	未定	未定	未定
株式会社アイレップ	東京都 千代田区	550	リスティング広告、 S E O及びその他周 辺サービスの提供等	100.0	4	未定	未定	未定	未定	未定

上記のとおり、本株式移転に伴う当社設立後、D A Cおよびアイレップは、当社の完全子会社となります。当社の完全子会社となるD A Cおよびアイレップの最近事業年度末日時点（D A Cは平成28年3月31日時点、アイレップは平成27年9月30日時点）の状況は、以下のとおりです。

(以下略)

### 3【組織再編成に係る契約】

#### (1) 株式移転計画の内容の概要

##### (訂正前)

D A Cおよびアイレップは、アイレップの臨時株主総会による承認を前提として、平成28年10月3日（予定）をもって、当社を株式移転設立完全親会社、D A Cおよびアイレップを株式移転完全子会社とする本株式移転を行うことを内容とする株式移転計画（以下、「本株式移転計画」といいます。）を、平成28年5月11日開催の各社の取締役会の決議に基づき作成いたしました。

本株式移転計画に基づき、D A Cの普通株式1株に対して当社の普通株式1株、アイレップの普通株式1株に対して当社の普通株式0.83株をそれぞれ割当て交付します。本株式移転計画においては、D A Cは平成28年6月27日に開催された定時株主総会において本株式移転計画の承認及び本株式移転に必要な事項に関する決議を行っており、アイレップは平成28年7月7日に開催予定の臨時株主総会において、本株式移転計画の承認及び本株式移転に必要な事項に関する決議を求めるものとしております。その他、本株式移転計画においては、当社の商号、本店の所在地、役員、資本金及び準備金の額、株式の上場、剰余金の配当等につき規定されています（詳細につきましては、後記「2．株式移転計画の内容」の記載をご参照下さい。）。

##### (訂正後)

D A Cおよびアイレップは、平成28年10月3日（予定）をもって、当社を株式移転設立完全親会社、D A Cおよびアイレップを株式移転完全子会社とする本株式移転を行うことを内容とする株式移転計画（以下、「本株式移転計画」といいます。）を、平成28年5月11日開催の各社の取締役会の決議に基づき作成いたしました。

本株式移転計画に基づき、D A Cの普通株式1株に対して当社の普通株式1株、アイレップの普通株式1株に対して当社の普通株式0.83株をそれぞれ割当て交付します。本株式移転計画においては、D A Cは平成28年6月27日に開催された定時株主総会において本株式移転計画の承認及び本株式移転に必要な事項に関する決議を行っており、アイレップは平成28年7月7日に開催された臨時株主総会において、本株式移転計画の承認及び本株式移転に必要な事項に関する決議を行っております。その他、本株式移転計画においては、当社の商号、本店の所在地、役員、資本金及び準備金の額、株式の上場、剰余金の配当等につき規定されています（詳細につきましては、後記「2．株式移転計画の内容」の記載をご参照下さい。）。

### 7【組織再編成対象会社の発行する証券保有者の有する権利】

#### (訂正前)

##### (1) 組織再編成対象会社の普通株式に関する取扱い

###### 買取請求権の行使の方法について

D A C又はアイレップの株主が、その有するD A Cの普通株式又はアイレップの普通株式につき、D A C又はアイレップに対して会社法第806条に定める反対株主の株式買取請求権を行使するためには、D A Cの株主は平成28年6月27日に開催された定時株主総会（D A C）に先立って、アイレップの株主は平成28年7月7日に開催予定の臨時株主総会（アイレップ）に先立って本株式移転に反対する旨をそれぞれD A C又はアイレップに対し通知し、上記株主総会において本株式移転に反対し、かつ、D A C又はアイレップが、それぞれ上記株主総会の決議の日から2週間以内の会社法第806条第3項の通知又は同第4項の公告をした日から20日以内に、その株式買取請求に係る株式の数を明らかにして行う必要があります。

（以下略）

##### (訂正後)

##### (1) 組織再編成対象会社の普通株式に関する取扱い

###### 買取請求権の行使の方法について

D A C又はアイレップの株主が、その有するD A Cの普通株式又はアイレップの普通株式につき、D A C又はアイレップに対して会社法第806条に定める反対株主の株式買取請求権を行使するためには、D A Cの株主は平成28年6月27日に開催された定時株主総会（D A C）に先立って、アイレップの株主は平成28年7月7日に開催された臨時株主総会（アイレップ）に先立って本株式移転に反対する旨をそれぞれD A C又はアイレップに対し通知し、上記株主総会において本株式移転に反対し、かつ、D A C又はアイレップが、それぞれ上記株主総会の決議の日から2週間以内の会社法第806条第3項の通知又は同第4項の公告をした日から20日以内に、その株式買取請求に係る株式の数を明らかにして行う必要があります。

（以下略）

## 8【組織再編成に関する手続】

(訂正前)

(前略)

## (2) 組織再編成に係る手続の方法及び日程

本株式移転計画承認取締役会（両社）	平成28年5月11日（水）
臨時株主総会基準日公告（アイレップ）	平成28年5月12日（木）
臨時株主総会基準日（アイレップ）	平成28年5月26日（木）
本株式移転計画承認臨時株主総会（DAC）	平成28年6月27日（月）
本株式移転計画承認臨時株主総会（アイレップ）	平成28年7月7日（木）（予定）
上場廃止日（両社）	平成28年9月28日（水）（予定）
当社設立登記日（効力発生日）	平成28年10月3日（月）（予定）
当社株式新規上場日	平成28年10月3日（月）（予定）

但し、今後手続を進める中で、本株式移転の手続進行上の必要性その他の事由により必要な場合は、両社協議の上、日程を変更する場合があります。

## (3) 組織再編成対象会社が発行者である有価証券の所有者が当該組織再編成行為に際して買取請求権を行使する方法

## 普通株式について

DAC又はアイレップの株主が、その有するDACの普通株式又はアイレップの普通株式につき、DAC又はアイレップに対して会社法第806条に定める反対株主の株式買取請求権を行使するためには、DACの株主は平成28年6月27日に開催された定時株主総会（DAC）に先立って、アイレップの株主は平成28年7月7日に開催予定の臨時株主総会（アイレップ）に先立って本株式移転に反対する旨をそれぞれDAC又はアイレップに対し通知し、上記株主総会において本株式移転に反対し、かつ、DAC又はアイレップが、それぞれ上記株主総会の決議の日から2週間以内の会社法第806条第3項の通知又は同第4項の公告をした日から20日以内に、その株式買取請求に係る株式の数を明らかにして行う必要があります。

(以下略)

(訂正後)

(前略)

## (2) 組織再編成に係る手続の方法及び日程

本株式移転計画承認取締役会（両社）	平成28年5月11日（水）
臨時株主総会基準日公告（アイレップ）	平成28年5月12日（木）
臨時株主総会基準日（アイレップ）	平成28年5月26日（木）
本株式移転計画承認定時株主総会（D A C）	平成28年6月27日（月）
本株式移転計画承認臨時株主総会（アイレップ）	平成28年7月7日（木）
上場廃止日（両社）	平成28年9月28日（水）（予定）
当社設立登記日（効力発生日）	平成28年10月3日（月）（予定）
当社株式新規上場日	平成28年10月3日（月）（予定）

但し、今後手続を進める中で、本株式移転の手続進行上の必要性その他の事由により必要な場合は、両社協議の上、日程を変更する場合があります。

## (3) 組織再編成対象会社が発行者である有価証券の所有者が当該組織再編成行為に際して買取請求権を行使する方法

## 普通株式について

D A C又はアイレップの株主が、その有するD A Cの普通株式又はアイレップの普通株式につき、D A C又はアイレップに対して会社法第806条に定める反対株主の株式買取請求権を行使するためには、D A Cの株主は平成28年6月27日に開催された定時株主総会（D A C）に先立って、アイレップの株主は平成28年7月7日に開催された臨時株主総会（アイレップ）に先立って本株式移転に反対する旨をそれぞれD A C又はアイレップに対し通知し、上記株主総会において本株式移転に反対し、かつ、D A C又はアイレップが、それぞれ上記株主総会の決議の日から2週間以内の会社法第806条第3項の通知又は同第4項の公告をした日から20日以内に、その株式買取請求に係る株式の数を明らかにして行う必要があります。

(以下略)

## 第三部【企業情報】

### 第1【企業の概況】

#### 2【沿革】

（訂正前）

平成28年5月11日 D A C及びアイレップは、それぞれの株主総会の承認を前提として、共同で株式移転の方法により当社を設立することについて合意に達し、各社取締役会において本株式移転計画を作成いたしました。

平成28年6月27日 D A Cの定時株主総会において、共同で株式移転の方法により当社を設立し、当社の完全子会社となることについて決議いたしました。

平成28年7月7日 アイレップの臨時株主総会において、共同で株式移転の方法により当社を設立し、当社の完全子会社となることについて決議する予定です。

平成28年10月3日 D A C及びアイレップが株式移転の方法により当社を設立する予定です。当社の普通株式を東京証券取引所に上場する予定です。

なお、D A C及びアイレップの沿革につきましては、各社の有価証券報告書（D A Cにおいては平成28年6月28日提出、アイレップにおいては平成27年12月21日提出）に記載のとおりです。

（訂正後）

平成28年5月11日 D A C及びアイレップは、それぞれの株主総会の承認を前提として、共同で株式移転の方法により当社を設立することについて合意に達し、各社取締役会において本株式移転計画を作成いたしました。

平成28年6月27日 D A Cの定時株主総会において、共同で株式移転の方法により当社を設立し、当社の完全子会社となることについて決議いたしました。

平成28年7月7日 アイレップの臨時株主総会において、共同で株式移転の方法により当社を設立し、当社の完全子会社となることについて決議いたしました。

平成28年10月3日 D A C及びアイレップが株式移転の方法により当社を設立する予定です。当社の普通株式を東京証券取引所に上場する予定です。

なお、D A C及びアイレップの沿革につきましては、各社の有価証券報告書（D A Cにおいては平成28年6月28日提出、アイレップにおいては平成27年12月21日提出）に記載のとおりです。

## 第2【事業の状況】

### 4【事業等のリスク】

（訂正前）

有価証券届出書に記載した事業の状況、経理の状況などに関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には、以下のようなものがあります。なお、文中における将来に関する事項は、本訂正届出書提出日（平成28年6月28日）現在において判断したものであります。

（1）経営統合に関するリスク

当社の設立は平成28年10月3日を予定しており、現在経営統合に向けた準備をDAC及びアイレップで進めておりますが、例えば以下のような経営統合に関するリスクが想定され、業務運営、経営成績、財政状態などに重要な影響を及ぼす可能性があります。

- ・アイレップの株主総会で承認が得られないリスク
- ・何らかの事情により、本株式移転計画の内容が変更になるリスク
- ・経済情勢の急激な悪化、金融市場の混乱等により、予定どおりに経営統合が進まないリスク
- ・経営統合により期待されるシナジー効果が十分に発揮されないリスク

（以下略）

（訂正後）

有価証券届出書に記載した事業の状況、経理の状況などに関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には、以下のようなものがあります。なお、文中における将来に関する事項は、本訂正届出書提出日（平成28年7月7日）現在において判断したものであります。

（1）経営統合に関するリスク

当社の設立は平成28年10月3日を予定しており、現在経営統合に向けた準備をDAC及びアイレップで進めておりますが、例えば以下のような経営統合に関するリスクが想定され、業務運営、経営成績、財政状態などに重要な影響を及ぼす可能性があります。

- ・何らかの事情により、本株式移転計画の内容が変更になるリスク
- ・経済情勢の急激な悪化、金融市場の混乱等により、予定どおりに経営統合が進まないリスク
- ・経営統合により期待されるシナジー効果が十分に発揮されないリスク

（以下略）

## 第六部【組織再編成対象会社情報】

### 第1【継続開示会社たる組織再編成対象会社に関する事項】

#### (1)【組織再編成対象会社が提出した書類】

##### 【臨時報告書】

##### (訂正前)

##### ア DAC

の有価証券報告書の提出後、本訂正届出書提出日（平成28年6月28日）までに、以下の臨時報告書を提出。

- ( ) 企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書  
平成28年6月28日関東財務局長に提出。

##### イ アイレップ

の有価証券報告書の提出後、本訂正届出書提出日（平成28年6月28日）までに、以下の臨時報告書を提出。

- ( ) 企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書  
平成27年12月22日関東財務局長に提出。
- ( ) 企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号の3の規定に基づく臨時報告書  
平成28年5月13日関東財務局長に提出。

##### (訂正後)

##### ア DAC

の有価証券報告書の提出後、本訂正届出書提出日（平成28年7月7日）までに、以下の臨時報告書を提出。

- ( ) 企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書  
平成28年6月28日関東財務局長に提出。

##### イ アイレップ

の有価証券報告書の提出後、本訂正届出書提出日（平成28年7月7日）までに、以下の臨時報告書を提出。

- ( ) 企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書  
平成27年12月22日関東財務局長に提出。
- ( ) 企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号の3の規定に基づく臨時報告書  
平成28年5月13日関東財務局長に提出。
- ( ) 企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書  
平成28年7月7日関東財務局長に提出。